

＝特別徴収とは＝

個人住民税の特別徴収とは、給与支払者が、所得税の源泉徴収と同様に、毎月従業員に支払う給与から個人住民税（市町村民税＋県民税）を徴収（天引き）し、納入していただく制度です。

宮崎県及び県内市町村は、特別徴収の実施に取り組んでいます。

＝特別徴収の対象＝

所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は、すべての従業員について特別徴収を行うこととなります。

※特別徴収の対象とならない場合とは、法令により次のように限定されています。

- ① 常に2人以下の家事使用人のみを雇用している
- ② 給与所得のうち支給期間が1月を超える期間によって定められている給与のみの支払いを受けている者
- ③ 外国航路を航行する船舶の乗組員で1月を超える期間以上乗船することとなるため慣行として不定期にその給与の支払いを受けている者

【根拠法令】

- ◎ 地方税法 第321条の3 第321条の4
- ◎ 所得税法 第183条 第184条
- ◎ 三股町税条例 第44条 第45条

＝特別徴収の方法による納税の流れ＝

- ① 毎年1月末までに市町村へ給与支払報告書を提出。
- ② 三股町において個人住民税額を計算。
※所得税のように税額を計算する必要はありません。
- ③ 毎年5月に特別徴収義務者（事業主）あてに「特別徴収税額決定通知書」を送付。
- ④ 「特別徴収税額決定通知書」に記載された税額を毎月の給与から徴収（天引き）。
- ⑤ 翌月の10日までに納入。